

プレスリリース

平成 21 年 5 月 29 日  
農 林 水 産 省  
厚 生 労 働 省

## 01Eコード改正の決定について

国際獣疫事務局（01E）総会において、BSE や豚コレラ等に関する 01E コードの改正が決定されましたのでお知らせします。

01E コード改正について 28 日に以下のように決定されました。

- (1) BSE ステータスにかかわらず輸出入できる牛肉の月齢条件  
「30 か月齢未満の骨なし牛肉」という月齢条件が撤廃され、「全月齢の骨なし牛肉」とされました。
- (2) ゼラチン製造に用いることができる牛由来原料の範囲の拡大  
骨由来の食用のゼラチンについては、30 か月齢未満のせき柱の利用が可能とされました。
- (3) 国際貿易が制限される豚コレラの範囲  
豚コレラが野生豚で発生した場合であっても、輸入を停止し、飼育豚への感染防止措置を確認した上で輸入停止を解除できるとされました。

注 1：01E 総会は、5 月 24 日（日曜日）～ 29 日（金曜日）にパリで開催

注 2：上記については、総会最終日の 29 日に正式に採択される予定

お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局動物衛生課

代表：03-3502-8111（内線 4581）

直通：03-3502-5994

担当：川本

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

代表：03-5253-1111（内線 2476）

直通：03-3595-2337

担当：田中

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>